

陳情番号	件名
第7号	区域区分導入の留保について
受理年月日	
20.5.21	
陳情者	相模原市相模湖町千木良1,085 都市計画研究会 会長 石井信男 外1,763名

陳情の趣旨

趣旨：区分区域（線引き）の導入を下記の理由により相当期間の留保を自治区住民の署名を添えて陳情します。

理由：

- 相模湖町は、北に高尾・陣馬山塊、南に石老山を含む道志山塊が連なり、相模湖の東には嵐山・間の山を有する。

町の総面積にしめる山林の割合は73.8%であり（平成12年都市計画基礎調査による）、町を二分する形で相模川が西から東に流れ、平坦な耕地の少ない中山間地域特有な地形である。

関東平野の中に位置し、広大な平地を成している旧相模原市と旧津久井郡（城山町を除く）との地勢は異質である。（因みに、総面積に対する宅地の割合は、旧相模原市30.9%、当相模湖町自治区は3.7%である。）

多様な地域特性を生かした活力ある都市（まち）づくりを進めるために、旧相模原市の制度を当自治区に適用するのではなく、一市二制度による現行制度の継続的運用が目的達成には効果的であると考える。
- 相模湖町は、昭和31年1月に与瀬町・小原町・千木良村・内郷村が合併し誕生した。合併後の人口の推移を見ると、町制施行から昭和62年までは微増の傾向にあったものが、昭和62年から平成3年にかけて急激に増加し、その後平成8年まで緩やかな増加となり、その年（平成8年）の11,264人をピークに減少に転じ、平成20年1月1日現在、10,097人となっている。

更に、相模湖町地域協議会の『まちづくり提言書』（案）で示された平成30年の推定では、8,963人となっている。少子高齢化に伴う人口減少社会の到来は、当地が飛躍的な人口の増加を望める地区でないことは同提案書で示唆した通りであり、今後、宅地需要が大幅に増加する地区とは考え難い。

よって、現行の制度を継続しても自然を破壊するような無秩序な宅地造成が行われるとは考え難く、寧ろ、高齢化社会の中で農地や山林の維持管理が困難となり荒廃による自然崩壊の対策こそが喫緊の課題と考える。

3. 1991年と1998年に作成された『相模湖町勢要覧』にあるまちづくりは、残念ながら計画通りに進んだとは言い難く、当町の問題点を精緻に精査する必要がある。その上で本市が進める「まちづくりプラン」(総合計画)に整合性を持ちつつ、当相模湖町自治区独自のまちづくりを具体的かつ適切に作成する必要があると思われる。

旧相模原市と旧相模湖町の合併協議書の中で、『土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する』との取交しが有る。

そうであるならば、協定書の約定を尊重し、住民の意向を踏まえた中で『都市計画とまちづくり』を図って行くことが肝要である。

以上の趣旨に基づき、私たち相模湖町自治区の住民は、現行制度の継続運用を強く求めたいと考える。

本市が進める区域区分導入について、改めて熟慮なる再考を希望し、当自治区住民の署名を添えて陳情する。

相模原市相模湖町千木良 1085 番地
都市計画研究会

会長 石井 信男



相模原市相模湖町与瀬 196 番地

相模湖町都市計画研究会

桂北地区代表 杉本国正



陳情番号	件名
第9号	区域区分導入の凍結について
受理年月日	
20.5.26	
陳情者	相模原市藤野町日連1, 596 藤野町都市計画区域区分検討協議会 代表 小嶋 鶴久 外2, 171名

陳情の趣旨

趣旨：区域区分（線引き）の導入を下記の理由により凍結することを藤野自治区住民の署名を添えて陳情します。

理由

旧藤野町は東京首都圏から半径60kmに位置し、JR中央本線藤野駅・中央自動車道相模湖インターチェンジおよび国道20号線によっておよそ1時間で結ばれるという便利な場所に位置している。一方、町域のおよそ80%は急峻な山林となっており、中央部には神奈川県民の水ガメ「相模湖」をかかえた水源の町として役割を果たしている。昭和20年に完成した日本で最初の多目的ダム「相模湖」の湖水面積のほぼ80%が旧藤野町に属していることはあまり知られていないが、藤野の先人たちはこの相模湖の持つ社会的役割（良いことも悪いことも含めて）とともに生きてきたといえます。最大の使命である水質保全の役割から多くの山林は「水源涵養保安林」として指定され、地域経済対策としての工業団地の開発や人口対策としての大型住宅団地開発などの都市的土地利用は厳しく制限されてきました。

このような特性をふまえ、近年は、首都近郊の便利さと豊かな自然を活かした「まちづくり」として始まった「ふるさと芸術むら構想」が定着し、ものづくりイベントや多様な人材を通じて小さいながらも、藤野自治区は元気ある里山文化の発信地として内外に知られるように成長してきました。

旧藤野町は平成19年3月に、相模原市と合併して現在に至っていますが、70万都市はあまりにも大きく、そして遠く感じるばかりではなく、正直なところ暮らしの中で実感できる合併効果は少ないと言わざるを得ません。とりわけ、地域経済の衰退は、合併前の私たちの予測を超えて加速しているといえるのではないのでしょうか。また、合併を契機に、新相模原市は「政令指定都市」への移行を目指していますが、この分権による権限委譲がもたらす効果は新たなまちづくりに大きな可能性を秘めているとはいえ、その具体的内容は、いまだ明らかにされていません。しかし、私たちは、合併も政令指定都市への移行も相模原市民の民意を得た政策であることを承知しているとともに、今後の新相模原市のまちづくりに積極的に参加し、協力をしていく気持ちを持っています。

したがって私たちは、今回の陳情にあたり前記について反対の立場をとるものではなく、特に政令指定都市への移行については、今後の市当局の判断を静かに見守ってまいる所存です。

一方、今回の都市計画区域区分の問題については、旧相模原市と旧藤野町の合併協議書のなかで『土地利用の取り扱い（都市計画区域区分）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引継ぎ、住民の意向を踏まえたなかで、合併後の新市において検討する』とされています。つまり、旧藤野町民にとって「線引き」の推進は、突然、突きつけられたあまりにも大きな問題でありますし、何よりも、民意を得た政策でないことは明らかであると考えています。そして、市当局はこの合併協議の内容に照らして、私たち住民の意向を踏まえた上で「まちづくり」の視点から将来の土地利用および都市計画を図っていくべきであると考えます。

もとより私たちは、計画的な土地利用について反対を唱えるものではなく、むしろ、合併による「新相模原市」のさらなる発展を目指すためには、都市部と中山間部が、それぞれの特性を明確にさせて役割を分担し、その責任を果たすことが肝要であると考えています。

今後、地方分権が進み、様々な権限が委譲されたときに新相模原市がもつことになる可能性は限りなく広がっていくでしょう。私たちは、この分権の効果を十分に活かすという意味からも、自らの役割について考え、具体的な協力をしていくことを望むものであります。多様な地域特性を活かした「新相模原市」のまちづくりを進めるためには、旧相模原市の「線引き制度」をそのまま、旧藤野町（旧津久井郡全体）に適用するのではなく、1市2制度を視野に入れた、新相模原市にふさわしい都市計画の手法を独自に考え、国に求めていくことも必要であると考えます。

以上の趣旨に基づき、私たち藤野町自治区の住民有志は、いま、相模原市が進める「線引き」について凍結することを強く希望するとともに、旧藤野町に適用されていた現行都市計画の継続運用を強く求め、ここに、藤野自治区住民の署名を添えて陳情します。

陳情番号	件名
第15号	鳥屋地区への都市計画区域区分の導入反対について
受理年月日	
20.8.5	
陳情者	相模原市津久井町鳥屋777-1 鳥屋都市計画区域区分検討協議会 協議会長 向中野 祐 治 外1,116名

陳情の趣旨

陳情の趣旨

都市計画区域区分(線引き)の実施について、次の理由により反対いたしたく鳥屋地区住民の署名を添えて陳情します。

理由

- 相模原市津久井町鳥屋地区は、古来丹沢山塊等の山々に囲まれ、地域の中央を流れる串川の兩岸に集落や田畑が形成された盆地型をした寒村であります。

また、この地区は、丹沢山塊の北端に位置する「焼山」を中心にした「青根・青野原・鳥屋」の3地区を総称した「焼山麓地域」として、旧津久井町でも他の地区とは異なり、豊かな自然に囲まれた山里の地域であります。

鳥屋地区の人口は、2,000人前後で推移し、明治、大正、昭和の90年間は、津久井郡鳥屋村として、昭和30年の町村合併後は津久井町鳥屋として50年間、平穩に暮らしてきました。

この間、当地域は高度経済成長期やバブル経済の時期においても、他の首都圏近郊の市町村のような乱開発も無く推移し、また、今後も乱開発は地域性から見てありえないものと思われ乱開発防止を目的とした線引きは、理解できず、無意味であります。

また、このように、平穩に維持されてきた地域生活を旧相模原市と合併し、政令指定都市の移行に向けた、線引き問題で住民の安定した生活や住民相互の意識を攪乱しないで頂きたい。
- この鳥屋地区は、乱開発や地域の自然環境等を守るとの口実の基に、市街化調整区域に指定される様に聞いておりますが、この鳥屋地区を含めた焼山麓地域の自然は、民間事業者による乱開発ではなく、国や県等の行政による洪水調整や水不足対策等のために建設された宮が瀬ダム関係の工事で自然が大きく変更ないし破壊されたものです。

行政が行う大規模な自然破壊を黙認し、民間が行う開発行為にクレームをつけ、自然保護や環境破壊の防止の名目で、住宅建設等を抑制することは、その地域で生活している住民の生活をより不便にし、若年層の流失を促進し、他地区からの住民の流入が阻害され、過疎化が進み、少子高齢化を招き、限界集落への進行を促進するものであり、地域に生活している住民として、この線引きは容認できるものではありません。

3 今回の都市計画区域区分の問題については、旧相模原市と旧津久井町との合併協議書のなかで、「土地利用の取り扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化をさけるため、現行のまま新市に引継ぎ、住民の意向を踏まえたなか、合併後の新市において検討する」とされています。

住民の意向は、どのように踏まえたのでしょうか、地元住民は、線引きを望んでおりません。

また、先日(平成20年6月20日付け朝刊)の毎日新聞によりますと、平成16年7月の相模原市議会合併問題特別委員会において、藤井市議の質問に対して、市の都市計画課長(現企画部長)の答弁で「線引き導入見通しを平成25年での線引き(次回の線引き見直し時期)の日程をにらみながら検討してゆきたい」と回答し、県出向職員の合併担当幹部も同様の見解を示したとのことであり、今回の線引き見直しについては、旧相模原市の区域を対象にして実施し、旧津久井3町の線引きは、次回以降に実施すべきであります。

4 相模原市では、新しい総合計画の策定等において、住民と共同して、住民の意向を十分確認して、住民と行政がパートナーシップのもと計画を策定する、各地域からの提言や意見等を尊重して、計画を策定するとしているが、今回の線引きの実施に当たっては、住民の意見や希望の聴取について形式的で一方向的な説明会を開き、住民が十分理解しないうちに、簡単な質疑を行い、「核心部分は未定である、県の方針が不明で分からない、素案ができれば改めて説明会を開催する」などと言いつづ、これで住民の意見を聴取したとして、市の素案又は意見として県に提出しようですが、県は相模原市からの素案を特別な理由が無い限り、県の素案として再度相模原市に戻し、これを県の線引き案として形式的な説明会を開催し、住民が反対意見を多少発言しても、その意見を聞きおく程度、あるいはこのような意見もありました程度の扱いで処理し、なんら住民の意見が反映されないまま、元の相模原市の案のとおり決定されてしまう。

線引きのような地域の将来を左右し、住民の財産、利害関係等に影響を与えるような重要な問題については、地元住民が十分理解できるような期間や説明を実施し、その上で地区の住民投票等で賛否を決定し、その結果を相模原市の政策に反映すべきであります。

今回の都市計画区域区分は、住民が十分理解しておらず、次回以降の線引き見直し期まで凍結すべきであります。

5 最近の相模原市都市計画課の線引きに掛かる説明会において、津久井町の焼山麓地域は、市街化調整区域との説明であるが、従前の市街化調整区域においては、開発を抑制することが目的であったが、近年の社会状況や経済状況等を考え、開発に掛かる規制の緩和をし、特定の地区などについては、相模原市の開発審議会で特別な扱いができるとか、整序の考えで対応するとか説明されているが、鳥屋地区は、従前のおり「用途を指定しない区域」としておくことにより、特に問題も起きず、地域住民も従来どおり安心した生活が維持できるものと考えます。

また、相模原市としても、特別に規制緩和の扱い等もせず、市の開発審議会での特別な扱いもせずすむと思います。